

ISI ランゲージスクール大阪校
学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、全世界の平和及び国際親善に寄与する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、ISI ランゲージスクール大阪校という。

(位置)

第3条 本学の位置を大阪府大阪市中心区南船場3-5-8 オーク心斎橋ビル5階・6階に置く。

(点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業年限、定員、クラス数、始期終期、 休業日及び授業の終始業時刻

(コース、修業年限及び定員)

第5条 本学のコース、修業年限、定員及びクラス数は、次のとおりとする。

	コース名	修業年限	定員	クラス数	備考
第1部	進学課程2年	2年	380名	19クラス	午前
	進学課程1年9か月	1年9か月	100名	5クラス	
	進学課程1年6か月	1年6か月	60名	3クラス	
	小計		540名	27クラス	
第2部	進学課程2年	2年	380名	19クラス	午後
	進学課程1年9か月	1年9か月	100名	5クラス	
	進学課程1年6か月	1年6か月	60名	3クラス	
	小計		540名	27クラス	
合計			1080名	54クラス	

(始期・終期等)

第6条 本学のコースは4月、7月、10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 第1学期 | 4月 1日から 6月 30日まで |
| (2) 第2学期 | 7月 1日から 9月 30日まで |
| (3) 第3学期 | 10月 1日から 12月 31日まで |
| (4) 第4学期 | 1月 1日から 3月 31日まで |

(休業日)

第7条 本学の休業日は、原則次のとおりとする。

- | | |
|-----|--------------------|
| (1) | 土曜日 |
| (2) | 日曜日 |
| (3) | 国民の祝日に関する法律で規定する休日 |
| (4) | 夏期休業日 |
| (5) | 秋期休業日 |
| (6) | 冬期休業日 |
| (7) | 春期休業日 |
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他緊急の事情があると校長が認めるときは、臨時に休業日とすることができる。

(授業の終始業時刻)

第8条 本学の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-------------|--------------|
| (1) 第1部 | 始業時刻 8時 50分 | 終業時刻 12時 |
| (2) 第2部 | 始業時刻 13時 | 終業時刻 16時 10分 |

第3章 コース課程の組織、内容及び学習評価

(コース課程の組織)

第9条 進学課程2年、進学課程1年9か月及び進学課程1年6か月の各コースは、それぞれ個別の形態又は教室で授業を行う。ただし、授業内容が同じであり、かつ合計のクラス人数が20名以下となる場合には、1クラスに編成し、同一教室で授業を行うことができる。

(コース課程の内容)

第10条 進学課程各コースは、本学が別に定める学習内容に従うものとし、その概要は、原則として次のとおりとする。

(1) 進学課程2年コース

進学課程2年コースは、入学後6か月間を初級（前期・後期）とし、基礎学習を行う。初級を終了した者は、中級（前期・後期）で、6か月間さらに高度な学習を行う。中級を終了した者は、中上級（前期・後期）で、6か月間、学習のまとめと同時に進学準備を行う。最後の6か月間は、上級（前期・後期）として、進路別学習及び指導を行う。

(2) 進学課程1年9か月コース

進学課程1年9か月コースは、初級（前期）終了レベルの生徒を選抜し、進学課程2年コースの初級（後期）、中級（前期・後期）、中上級（前期・後期）及び上級（前期・後期）と同じ学習内容を習得するものとする。また、進学時期に合わせて進路別学習及び指導を行う。

(3) 進学課程1年6か月コース

進学課程1年6か月コースは、初級（前期）終了レベルの生徒を選抜し、進学課程2年コースの初級（後期）、中級（前期・後期）、中上級（前期・後期）及び上級（前期）と同じ学習内容を習得するものとする。また、進学時期に合わせて進路別学習及び指導を行う。

(学習評価)

第11条 各学期の学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

第4章 教職員組織

(教職員)

第12条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 54名以上（うち専任22名以上）
 - (4) 生活指導担当者 3名以上
 - (5) 事務職員 3名以上（うち専任2名以上）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第5章 入学、休学、退学、編入学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 誠実且つ勤勉で学習意欲のある者。
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
 - ・経費支弁者に十分な経費支弁能力があること。
 - ・経費支弁能力を立証できる資料を有すること。

ただし、校長が許可した場合は、上記入学要件を満たしていない者でも入学を許可する場合がある。

(入学時期)

第14条 本学への入学は、年3回とし、その時期は4月、7月及び10月とする。

(入学手続)

第15条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第22条に定める検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第22条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。
- (4) 本学への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、且つやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(転学・編入学)

第16条 本校への転学・編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、且つ、やむを得ない事情があると認めたときは、選考の上許可することができる。

(休学・復学)

第17条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、3日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第 19 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 11 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 20 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 21 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 学生規則その他本学の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為があったとき

(2) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者

(4) 正当な理由がなく出席しない者

(5) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は前条に係る行為に該当する学生に対して訓告を与え、3 回目となった場合には、退学を命じることができる。

第6章 生徒納付金

(生徒納付金)

第22条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(単位:円)

年度	名目	進学課程2年	進学課程1年9か月	進学課程1年6か月
初年度	検定料	33,000	33,000	33,000
	入学金	77,000	77,000	77,000
	授業料	708,000	708,000	708,000
	教材費	44,000	44,000	44,000
	施設費	80,000	80,000	80,000
	初年度合計	942,000	942,000	942,000
次年度	授業料	708,000	531,000	354,000
	教材費	44,000	33,000	22,000
	施設費	80,000	60,000	40,000
	次年度合計	832,000	624,000	416,000
全期間合計		1,774,000	1,566,000	1,358,000

(納入及び納入の特例)

第23条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、生徒納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、生徒納付金の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第24条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、生徒納付金を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の還付)

第25条 第22条及び第23条の規定に基づき所定の金額を納付した者が、入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教材費等の返還については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 在留資格認定証明書が不交付の場合

入学検定料及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。

- (2) 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合

在外公館で査証発給申請をしたが、認められず来日できない場合入学検定料、入学金及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書、及び在留資格認定証明書を返還した者、在外公館において査証が発給されなかったことを証明する書類を提出した者に限る。

(3) 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合

査証が未使用で失効していることを確認できた場合には、入学検定料、入学金、1 か月分の学費及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書を返還し、パスポートの全ページのコピーを提出した者に限る。

(4) 入学後、途中退学した場合

入学検定料及び入学金は、返還しない。授業料、教材費及び施設費については、1 年間で 2 期とし、次学期の納付済み分を返還する。

第7章 雑 則

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舍)

第 27 条 校長は、寄宿舍に関する規則を別に定める。

(細則)

第 28 条 この学則の実施についての細則は、校長が別に定める。

(学生の遵守義務)

第 29 条 本学に在籍する学生は、本学規則及び本学が定める他の諸規則を遵守する義務を負う。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から、施行する。

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から、施行する。

この規則は、令和元年 9 月 1 日から、施行する。

この規則は、令和5年7月1日から、施行する。

この規則は、令和6年4月1日から、施行する。

この規則は、令和6年10月1日から、施行する。

この規則は、令和7年4月1日から、施行する。

この規則は、令和7年10月1日から、施行する。